

## 第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画の推進体制



## 1 計画策定の背景と課題

### (1) 國際的な動向

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 56（1981）年、「完全参加と平等」をテーマとして、この年を「国際障害者年」としました。その後は、昭和 58（1983）年から平成 4（1992）年までを「国連・障害者の 10 年」と定め、昭和 57（1982）年に障害者に関する世界行動計画が策定されました。この間に各国の障がい者施策は進展してきました。

平成 13（2001）年、第 60 回国連総会本会議で、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約の決議案が採択されました。その後、平成 18（2006）年、第 61 回国連総会本会議で、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、平成 20（2008）年に発効しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。さらに、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組みを締結国に対して求めているものです。

そして、条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれからの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告として、平成 28（2016）年に国連の障害者権利委員会に初回の政府報告を行い、令和 4（2022）年に国連欧州本部にて政府報告に対する対面審査が行われました。本審査を踏まえた障害者権利委員会の見解として、日本の施策を一部評価するも、特別支援教育を分離教育としたインクルーシブ教育における課題や精神科病院における強制入院や地域移行の課題等があげられました。

また、アジア・太平洋地域では、日本も共同提案国となり、平成 5（1993）年から平成 14（2002）年までが「アジア太平洋障害者の 10 年」と定められていましたが、最終年となった平成 14（2002）年 10 月、滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、これまでの成果の評価を行い、更に 10 年間の延長が宣言されました。平成 24（2012）年までの新たな 10 年間の行動計画として、びわこミレニアムフレームワークが採択されました。

平成 24（2012）年には、第 3 回目となる「アジア太平洋障害者の 10 年」の行動計画として、障がい者施策に関する 10 の目標と 62 の指標を定めたアジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略が採択され、令和 4

(2022) 年には、インドネシアで開催されたハイレベル政府間会合において、「アジア太平洋障害者の 10 年」を更に 10 年延長することを決議する「ジャカルタ宣言」が採択されました。

## (2) 国の動向

我が国では、昭和 45 (1970) 年に心身障害者基本法が障がい者施策の基本的な法律として成立しました。さらに、昭和 56 (1981) 年の「国際障害者年」を受けて、我が国における最初の障がい者施策に関する長期計画（昭和 57 (1982) 年度～平成 4 (1992) 年度）が策定され、障がい者福祉が進められてきました。また、「国際障害者年」を記念して、国民の間に広く、障がい者福祉について関心と理解を深めるため、12月9日を「障害者の日」としました。なお、「障害者の日」は、平成 16 (2004) 年の障害者基本法の改正により、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間を「障害者週間」と定める規定へと改められています。平成以降は、少子高齢化に対応した社会保障制度の構造改革が行われ、平成 2 (1990) 年には、福祉関係 8 法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されました。

平成 5 (1993) 年には、心身障害者基本法が障害者基本法に改められ、障がい者の「完全参加と平等」を目指すこととし、法律の対象となる障がいに「精神障害」が含まれるようになりました。

平成 7 (1995) 年の「障害者プラン～ノーマライゼーションアカ年戦略」では、障がい者の地域での生活を支える地域福祉の考え方方が基本的な視点とされました。

平成 12 (2000) 年には、介護の社会化を理念とする介護保険法が施行されました。こうした社会福祉制度の大きな転換を受けて、平成 15 (2003) 年には、障がい者自らが契約により福祉サービスを利用することができる支援費制度が導入されました。

さらに、平成 18 (2006) 年に障害者自立支援法が施行されたことにより、3 障害一元化の制度が確立され、障がいの種別にかかわらず共通のサービスを利用できるようになりました。また、日中活動と住まいに係るサービスを分離するなど、障がい者が複数のサービスを自ら選択する仕組みとなり、これまでの障がい者施策の在り方が大きく転換することになりました。

一方で、我が国は、平成 19 (2007) 年に障害者権利条約に署名しました。その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23

(2011)年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成25(2013)年からは、障害者自立支援法に代わる法律として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この法律では、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会での共生の妨げとなる社会的障壁が除かれるよう総合的に行わなければならない旨が、基本理念として掲げられました。

障害者総合支援法の附則において、同法の施行（平成25(2013)年）から3年後を目途として、障害福祉サービスの在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成27(2015)年には見直しに向けた検討が行われ、平成28(2016)年に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障がい者が自ら望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応等を目的として平成30(2018)年4月1日に施行されました。

そして、令和4(2022)年に障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立し、障害者等の地域生活の支援体制の充実のほか、障がい者の就労機会の拡大等を目的とした障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）の一部改正、精神病院における虐待防止等を目的とした精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）の一部改正を含む事項等を盛り込んだ改正内容の一部が令和6(2024)年4月1日から施行されます。

その他にも、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）など、障がい者施策に関する数多くの法律が施行されています。

### (3) 神奈川県の動向

神奈川県は、昭和56(1981)年、「国際障害者年」を契機に障害福祉長期行動計画を策定、平成6(1994)年には、第二次障害福祉長期行動計画を策定し、「障害福祉の協調・方向」、「人権の尊重」、「生活の質の向上」、

「ノーマライゼーションとインクルージョン」を基本理念に、10年間を計画期間として障がい者福祉に取り組んできました。

平成16（2004）年3月に策定されたかながわ障害者計画では、障がい者の自立と社会参加の推進及び生活力を高めるための新たな支援等を重点的施策としました。また、平成18（2006）年4月に施行された障害者自立支援法を踏まえて、これまで以上に障がい者の地域生活支援に焦点を当て、かながわ障害者計画を具体化する施策の方向性を明確にし、かながわらしい施策を展開するために、かながわの障害福祉グランドデザインを策定しました。

その後、平成25（2013）年度にかながわ障害者計画が改定され、障がいの有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指してきました。

しかし、平成28（2016）年7月26日、県内の障害者支援施設において、入所者19人の生命が奪われるという社会を震かんさせる痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられています。このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。平成29（2017）年度からは、事件が発生した日を含む月曜日から日曜日までの1週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定め、共生社会の実現に向けて、様々な広報活動に取り組んでいます。

令和4（2022）年には、神奈川県障がい福祉計画を改定し、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス事業等の提供体制の確保を目指した施策を展開しています。

また、同年、これまでの施策を通して、障がい者一人一人の立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが「当事者目線の障がい福祉」であると考えたことから、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を令和5（2023）年に施行し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現を推し進めています。

### （4）本市の動向

本市では、障がい者福祉を計画的・総合的に推進するために、平成10（1998）年に厚木市障害者福祉計画（第1期：平成10（1998）年度～平成14（2002）年度）を策定しました。平成30（2018）年の同計画（第5期：平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の策定に当たっては、障

がい者のニーズや障がい福祉を取り巻く変化に的確に対応するため、計画期間を障害福祉計画に合わせ、これまでの5年から3年に変更しました。内容についても、将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」と定め、地域における共生のまちづくりを推進してきました。

また、平成18(2006)年4月に障害者自立支援法が施行され、平成19(2007)年3月に同法に基づく厚木市障害福祉計画（第1期：平成18（2006）年度～平成20（2008）年度）を策定し、障がい者の自立した地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定し、障害福祉サービスを計画的に提供できるよう取り組んできました。

令和2（2020）年には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与え、新しい生活様式が求められるなど、障がい者を取り巻く環境も大きく変化することを余儀なくされました。

そのような中、令和3（2021）年の同計画（第6期：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の策定に当たっては、重症心身障がい、重度の自閉症、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする方に対するサービス提供体制の構築や、障がい児とその家族に対する継続的な相談支援の提供促進など、障がい者の地域生活を支えるサービス基盤整備を目指した取組のほか、障がい者本人の立場に則した意思決定支援の実施や成年後見制度の普及啓発を含めた障がい者の権利擁護等の推進しているところです。

本計画においては、社会情勢や地域課題を踏まえ、市の最上位計画である第10次厚木市総合計画第1期基本計画や地域福祉計画等の上位計画との整合を図りつつ、人口等の推移及び将来推計や市内の障がい者及び障害福祉サービス等事業所に対して実施した厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査（令和5（2023）年3月）を基に、必要な障害福祉サービスを的確に把握した上で、新たな計画として策定することとしました。

## 障がい者福祉施策に関する主な法律の施行等

年		主な法律の施行等	内容
平成 19 年	2007 年	「障害者の権利に関する条約」署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 22 年	2010 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	発達障がいが、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることを明確化
平成 23 年	2011 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がい者の社会参加を妨げたり、日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求めれる。
平成 24 年	2012 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	障がい児支援の根拠法を児童福祉法に一元化、障がい種別で分かれていた施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行など
平成 24 年	2012 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
平成 25 年	2013 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行（一部は平成 26（2014）年施行）	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、グループホームへの一元化など

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

年	主な法律の施行等	内容
平成 25 年 2013 年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に 関し、障害者就労施設等の受注 の機会を確保するために必要な 事項等を定め、障害者就労施設 等が供給する物品等に対する需 要の増進を図るなど
平成 26 年 2014 年	「障害者の権利に関する条約」 批准	障がい者の人権、基本的自由 の享有の確保、障がい者の固有 の尊厳の尊重を促進するため、 障がい者の権利を実現するため の措置等を規定
平成 28 年 2016 年	「障害を理由とする差別の解消 の推進に関する法律」施行	障がいを理由とする差別の解 消の推進に関する基本的な事項、 行政機関事業者等における措 置等を定め、障がいを理由とする 差別の解消を推進するなど
平成 29 年 2017 年	「住宅確保要配慮者に対する賃 貸住宅の供給の促進に関する法 律の一部を改正する法律」施行	住宅確保要配慮者の入居を拒 まない賃貸住宅（セーフティネ ット住宅）の登録制度、登録住 宅の改修や入居者への経済的な 支援、住宅確保要配慮者に対し 居住支援活動を行う居住支援法 人の指定など
平成 30 年 2018 年	「障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律及び児童福祉法の一部を改正 する法律」施行	障がい者が望む地域生活の支 援や障がい児支援のニーズの多 様化へのきめ細かな対応として、 自立生活援助、就労定着支援及 び居宅訪問型児童発達支援の創 設、重度訪問介護及び保育所等 訪問支援の訪問先の拡大、障害 児福祉計画の策定など

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

## 第1章

年		主な法律の施行等	内容
平成 30 年	2018 年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行	社会的障壁の除去等の基本理念、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、更なる利用し易さの確保に向けた施策の充実等について規定
平成 30 年	2018 年	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進等について規定
令和元年	2019 年	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行	障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置等について規定
令和元年	2019 年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行	視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等について規定
令和2年	2020 年	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス制度の創設等について規定

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

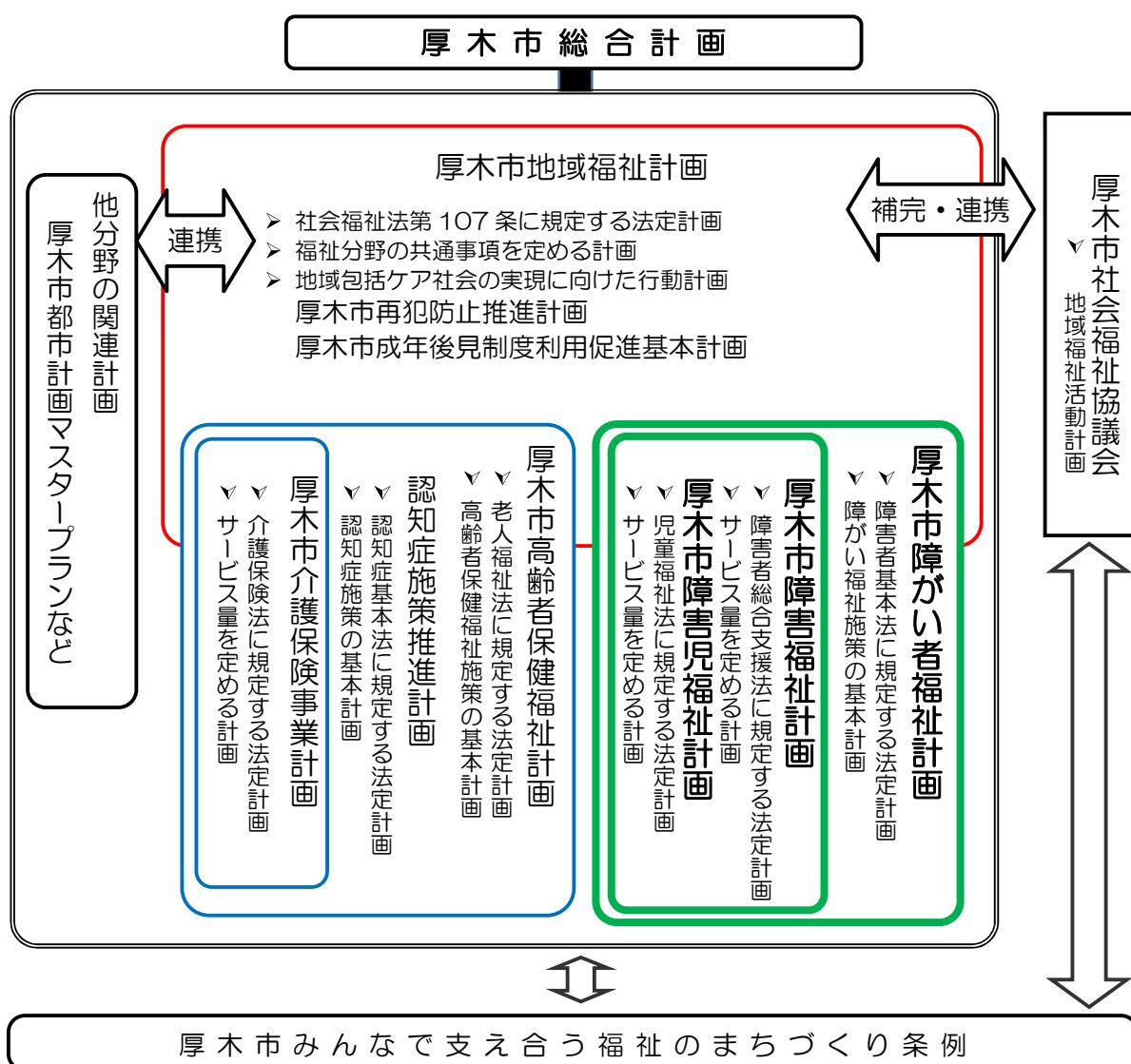
年	主な法律の施行等	内容
令和4年 2022年	障害者権利委員会による「障害者の権利に関する条約」の第1回政府報告の対面審査	同条約に基づく障害者の権利の実現のために、よりよい制度や環境の整備・改善を行うための協議の場として、差別解消、バリアフリー、雇用促進等の制度が評価された一方で、意思決定、インクルーシブ教育、精神障害者の入院等に関する勧告を受ける
令和4年 2022年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念、国・地方公共団体等の責務、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項について規定
令和6年 2024年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者の合理的な配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化について明記
令和6年 2024年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」施行	障害者等の地域生活の支援体制の充実のほか、障がい者の就労機会の拡大等を目的とした障害者雇用促進法の一部改正、精神病院における虐待防止等を目的とした精神保健福祉法の一部改正を含む事項について規定

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

## 2 計画の位置付けと性格

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、厚木市総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、障がい者理解の促進を重点に、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるため必要な取組を進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」とします。



## SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が定められています。

本計画でも、SDGsの目標達成に向けた障がい福祉の取組を推進します。

### ○ 17の目標



出典 国際連合広報センター

### ○ 本計画で取り組むべきSDGsの目標

すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	働きがいも経済成長も	人や国の不平等をなくそう
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	国内及び各国間の不平等を是正する。
住み続けられるまちづくりを	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する。	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

出典 外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」(平成29(2017)年3月)から抜粋

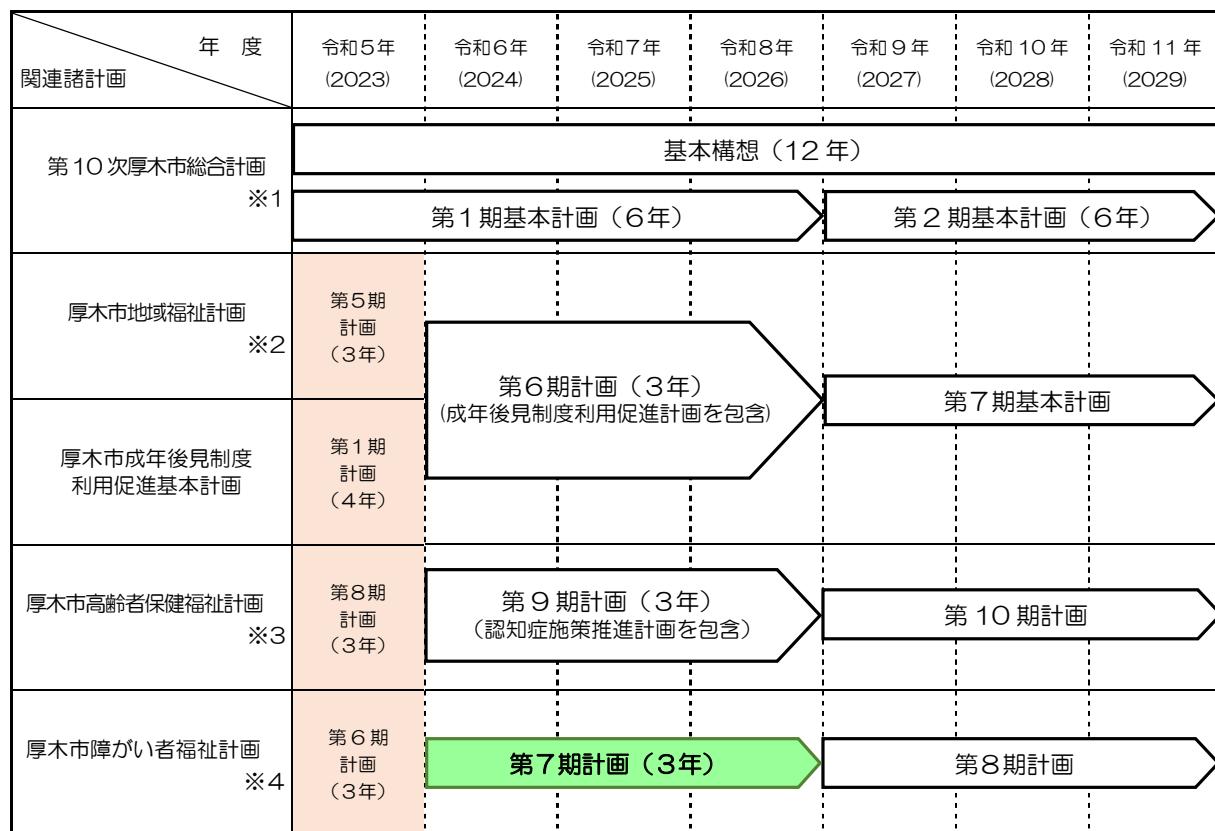
### 3 計画の期間

ますます少子化が進む中、令和7（2025）年に団塊の世代が後期高齢者である75歳を迎え、令和22（2040）年には、その団塊の世代の子ども世代にあたる団塊ジュニア世代が65歳を迎えます。さらに、市の将来の人口規模の展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」では、令和27（2045）年に本市において高齢者人口がピークを迎るとされています。

本計画は、この様な社会の到来を見据え、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年計画とします。

なお、計画期間中に法制度等の変更があった場合は、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間



※1 第10次厚木市総合計画の基本構想は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度まで。  
第2期基本計画は令和9（2027）年度から令和14（2032）年度まで。

※2 厚木市地域福祉計画は、厚木市再犯防止推進計画を含む。

※3 厚木市高齢者保健福祉計画は、厚木市介護保険事業計画を含む。

※4 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

## 4 計画の対象者

本計画の対象者は、障がい者はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、障がい者に関わる全ての人々を対象としています。

本計画における「障がい者」の対象者は、障害者基本法第2条の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」とします。

また、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）のほか、高次脳機能障がいや難病（治療方法が確立していない疾病等）により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。

なお、児童福祉法第4条では、18歳未満の障がい者を障がい児と規定しています。

本計画においては、対象が18歳未満の障がい者に限定しているところは「障がい児」と表記し、その他のところは年齢の区別なく「障がい者」と表記しています。

5 計画の推進体制

本計画は、本市における障がい者福祉の基本的な計画として、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるため必要な取組を定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

## (1) 保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

## ○ PDCA のイメージ



## (2) 地域包括ケア推進会議

中長期的視点を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行うため、医療、介護、福祉の分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成した地域包括ケア推進会議を設置しています。

本市の地域包括ケア社会の実現に向けて、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的としています。

## (3) 障害者協議会

本市では、障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障害者協議会を設置しています。この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

## (4) 社会福祉協議会



社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。

## (5) 権利擁護支援センターあゆさぽ

障がい者等が安心して地域生活を送ることができるようにするため、中核機関として、権利擁護の普及啓発を進め、厚木市成年後見制度利用促進協議会の事務局を行い、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築しています。

日常的に本人を見守るチームの支援や、地域連携ネットワークの計画的な強化に努めていきます。



## (6) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

---

地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体、医療・介護関係者などは、行政の大切なパートナーです。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。

地域の障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心に、その地域に応じた実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有し、課題解決できるよう行政としても働きかけていきます。

---

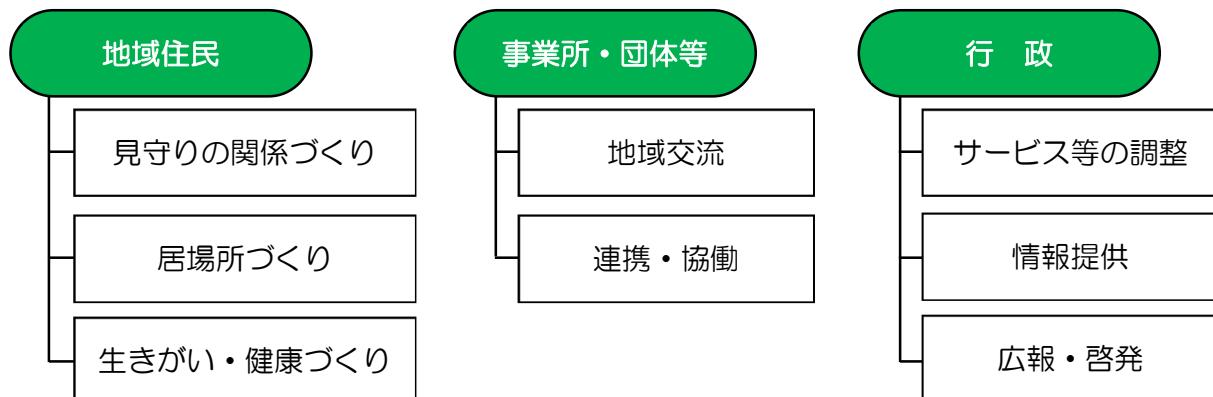
## (7) 国・県・近隣市町村との連携

---

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

- 地域包括ケア社会（下図はイメージ）の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けます。



○ 障害者協議会

行政、民間事業者、当事者など障がいに関わる人々が対等の立場に立ち、事例検討、意見交換及び情報共有を行う場です。様々な地域の課題に柔軟に対応できるよう、障害者協議会を活用し課題解決に向けた取組を推進していきます。

